

【海賊版拡大防止のための告知行為の防止策について】 (11月15日提出)

1. 個人／団体の別 団体
2. 氏名／団体名 社団法人日本映像ソフト協会 理事・事務局長 後藤健郎
3. 住所 中央区築地2-12-10 築地MFビル26号館3F
4. 連絡先 電話 03-3542-4433 E-mail sakai@jva-net.or.jp
5. 該当ページ及び項目 11頁-17頁 第2節 2 海賊版拡大防止関係
6. 意見

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」（以下「本中間まとめ」と言います。）「第2節 1 海賊版譲渡のための告知行為の防止策について」に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

「本中間まとめ」11頁では、「海賊版を販売するために譲渡告知行為を行うことについて、権利侵害を構成するようにすることが適当である。」と提言していますが、当協会はこの提言に賛成いたします。

海賊版は、一旦頒布されますとこれを回収して廃棄することが困難であり、頒布される前に防止することが必要です。

特に、インターネットオークション等で海賊版の頒布が行われる場合には、広範囲に多数頒布されるおそれがあり、これを未然に防ぐ必要性が大きいと考えます。

したがって、海賊版の頒布の前段階の譲渡告知行為を権利侵害と構成するよう要望いたします。

【障害者福祉関係】 (11月15日提出)

1. 個人／団体の別 団体
2. 氏名／団体名 社団法人日本映像ソフト協会 理事・事務局長 後藤健郎
3. 住所 中央区築地2-12-10 築地MFビル26号館3F
4. 連絡先 電話 03-3542-4433 E-mail sakai@jva-net.or.jp
5. 該当ページ及び項目 31頁-41頁 第3節 2 障害者福祉関係
6. 意見

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」（以下「本中間まとめ」と言います。）第3節 2 障害者福祉関係中、聴覚障害者対策に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

「本中間まとめ」では、聴覚障害者対策として、社会福祉法人聴力障害者情報センター等が、著作権者の許諾無く字幕付きDVDビデオを作成できるようにするために、「字幕等を挿入して複製を行う行為について」権利制限することが適当としています（38頁）。

当協会は、聴覚障害者の方々を含め多くの皆様にビデオソフトをご視聴いただくことを望むもので、それを妨げる状況を改めていくことに賛成いたします。

しかしながら、このような権利制限は、聴覚障害者の方々にビデオソフトを視聴していただくための障害を除去する上では無意味であり、しかも聴覚障害者の方々のニーズに合

致したものとイえるか疑問であり、賛成いたしかねます。
以下、理由を申し述べます。

(1) 市販されています DVD ビデオは通常、複製を制御する著作権保護技術が用いられているため、複製権を制限しましても字幕等を付けて複製することができません。

(2) 「本中間まとめ」では、どのようにして字幕付 DVD ビデオを製造することを想定しているのか明らかではありませんが、著作権保護手段回避ソフトウェア等の存在を前提としているか、権利者が通常ならば適法であるとは思えない方法による複製を前提としているのであるならば、複製権制限以外の方法も検討すべきではないかと思われま

(3) また、DVD ビデオ等の映画の著作物については、頒布権（著作権法 26 条）があり、字幕付 DVD ビデオの貸与については著作権者の許諾を必要とします。

複製主体に公共図書館を加えたとしても、公共図書館は貸与にあたって、著作権者に補償金を支払う義務があります（著作権法 38 条 5 項）。かつて、日本図書館協会とこの補償金の取り扱いについて協議した際、同協会からは、補償金という予算費目は無いので補償金名目の支払はできないとのご説明をいただきました。このような図書館側の事情と著作権使用料を頒布に際してお支払いただく元栓処理のビジネスモデルが合致したため、現状では、補償金を含む図書館価格で映像ソフトが図書館に供給されています。

したがいまして、字幕付 DVD ビデオの貸出しについても補償金を含む価格での供給等の措置が必要となると考えます。

以上述べたような問題があるため、「本中間まとめ」のご提案の字幕付き DVD ビデオを新たに作るためには、映像著作物の著作権者から、著作権保護技術が用いられていない素材の提供を受ける必要があり、複製権を制限したとしても事実上現状と同じ不便さを強いる結果になるのではないのでしょうか。

他方、市販の DVD ビデオを複製しなくても、別に字幕を用意してこれを DVD ビデオの映像と同期させて視聴する方法もあります。そして、聴覚障害者の皆様は、特典映像等も含めた市販の DVD ビデオ等を所有したいとのご意向もお持ちだとも聞いております。このようなご要望にお応えする方法として、字幕を市販ソフトに同期させて視聴するコンソールを用いることも考えられます。

このような方法も含め、よりよき方法を検討する必要があるようにも思われます。

したがいまして、複製権を制限するという方法ではなく、著作権者を含む関係者間の協力関係を構築するルールづくりが必要で、「本中間まとめ」40 頁で提言されています字幕付映像資料の公衆送信や前述いたしました頒布権の問題もその中で協議する必要があると考えます。

以上

【検索エンジンの法制上の課題について】（11 月 14 日提出）

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1. 個人／団体の別 団体
2. 氏名／団体名 社団法人日本映像ソフト協会 理事・事務局長 後藤健郎

3. 住所 中央区築地2-12-10 築地MFビル26号館3F
4. 連絡先 電話 03-3542-4433 E-mail sakai@jva-net.or.jp
5. 該当ページ及び項目 59頁 「第4節 検索エンジンの法制上の課題について」中の「e 違法複製物への対応」
6. 意見

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」（以下「本中間まとめ」と言います。）「第4節 検索エンジンの法制上の課題について」中、59頁の「e 違法複製物への対応」に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

「本中間まとめ」59頁では、「検索エンジンは、ウェブサイトから自動的に情報を収集するため、違法複製物を蓄積したり、表示したりすることを事前に回避することは不可能である。」としています。

「事前に蓄積」を回避することが困難であるとしても、権利者からの削除要請等がなくても、自主的に違法複製物を発見して削除し、それを表示されないようにすることは可能であると思われます。現に、動画共有サイト等では、自ら違法複製物が無いように監視し、自ら違法にアップロードされたものを発見して削除しているという事実も認められます。

自動的に情報を収集する検索エンジンにおいても、違法複製物を検索しこれを除外する技術を開発しえないとは考えられず、違法複製物を情報提供の対象としないことは可能なのではないでしょうか。

また、「本中間まとめ」では、同じく59頁において、利用停止又は削除義務について「他人の著作権が侵害されていることを知った場合、または、他者の著作権を侵害するものであることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があった場合」に限定すべき旨を提言しています。

この点、インターネット上には多数の違法複製物が存在することは公知の事実です。また、違法ファイルを主たる検索対象とし、違法複製物の流布を助長するようなサービス提供者が検索エンジンにおける制限規定に便乗して免責を主張することを許容することも危惧されます。今後の立法又はその後の法運用に際しては、権利者からの侵害通知を前提とするような受動的対応だけでなく、検索エンジンの運用者に対して、違法複製物の蓄積や表示を回避するための積極的作為義務を課すべきことを強く要望いたします。

以上

【ライセンサー保護の在り方について】（11月15日提出）

1. 個人／団体の別 団体
2. 氏名／団体名 社団法人日本映像ソフト協会 理事・事務局長 後藤健郎
3. 住所 中央区築地2-12-10 築地MFビル26号館3F
4. 連絡先 電話 03-3542-4433 E-mail sakai@jva-net.or.jp
5. 該当ページ及び項目 62頁－70頁 第5節ライセンサーの保護
6. 意見

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめ」（以下「本中間まとめ」と言います。）第5節 ライセンサーの保護の在り方に関し、以下のとおり意見を申し述べます。

1. ライセンシー保護のための登録制度について

ライセンシー保護のための登録制度の創設には反対です。

確かに、ライセンシーを保護することは必要ですが、それは、取引慣行を尊重したものであるべきです。特許権と著作権とはともに知的財産権を構成するものですが、技術思想を保護する特許権と表現を保護する著作権とは大きな相違があり、表現を保護する著作権はその権利の発生に登録を必要としない権利です。そのため、著作権に関する登録制度は、譲渡についても行われたいケースが多く、それは、登録制度が著作権に関わる取引に馴染みにくいことを現しているように思われます。

また、原権利者からライセンスを受けて二次的著作物を創る映画製作者は、映画の著作権保護期間と同一の期間、出来上がった映画を利用できるべきですが、「本中間まとめ」で提言している登録制度は、更新可であるとしても存続期間が10年間に限定されており、そのような期間利用権を保護する制度とはなっていません。

特許権と著作権との大きな相違である登録制度について、特許権の制度を持ち込んでも、著作権の取引慣行に合致するとはいえないと思われます。

そもそも著作物は、その表現の中に権利の表示がなされており、権利の公示手段は著作物それ自体の中に存在しています。ある著作物について、ライセンスを受けて事業化する場合には、その著作物に発売元、販売元等が記載され、ライセンシーが誰かは商品それ自体に表示されています。映画の場合にも映画の著作権者の表示も原作者、脚本家等の氏名も著作物の中に表示され、映画製作者が原権利者からライセンスを受けて映画化したことを公示しています。

したがって、取引慣行を尊重するならば、新たに登録制度を設けるのではなく、例えば(a)ライセンシーが映画(二次的著作物)という別個の著作物を製作したのであればその映画(二次的著作物)の公表、(b)ライセンシーが映画のビデオ化権を取得したのであればその現実の事業化されていること自体に対抗力を認める制度による方が適切だと考えます。

以上